調査票(容器残さ分別処理施設)

1　概要

| 施設名称 | 容器残さ分別処理施設 | 調査日 | 令和 8 年 8 月 26 日 |
|---|---|---|---|

2　調査事項

放射性物質汚染対処特措法に基づく特定廃棄物の処分基準（第 25 条）

| 調査事項 | 要求事項 | | 特記事項 |
|---|---|---|---|
| | 無 | 有 | |
| 一　処分の方法<br>イ　飛散・流出の防止<br>ロ　悪臭・騒音・振動の防止 | ■ | □ | |
| 二　処分施設における生活環境保全上必要な措置 | ■ | □ | |
| 三　焼却の方法 | | | |
| イ　焼却設備の構造<br>(1) 外気との遮断・燃焼ガス 800℃以上で焼却できるもの<br>(2) 燃焼に必要な量の空気の通風<br>(3) 外気と遮断された状態で定量ずつ燃焼室に投入できるもの<br>(4) 燃焼室中の燃焼ガス温度の測定装置<br>(5) 助燃装置<br>(6) 排ガス処理設備（ろ過式集じん器等） | □ | □ | |
| ロ　焼却の方法<br>(1) 煙突先端以外からの燃焼ガスの排出防止<br>(2) 煙突先端からの火炎又は JIS D 8004 の汚染度が 25%を超える黒煙の排出防止<br>(3) 煙突からの焼却灰及び未燃物の飛散防止<br>(4) 排ガス中のダイオキシン類の基準(※)への適合<br>※ 焼却施設　：0.1 ng/㎥$_N$（処理能力 4t/h 以上）<br>灰処理施設：1　ng/㎥$_N$（処理能力 2～4t/h） | □ | □ | |
| ハ　排ガスの測定・記録（ダイオキシン類、ばい煙） | □ | □ | |
| 四　破砕時の粉じんの飛散防止 | ■ | □ | |
| 五　排ガス中の事故由来放射性物質の管理<br>イ　周辺大気の濃度基準への適合<br>ロ　排ガスの測定・記録（1 回／月以上） | ■ | □ | |
| 六　放流水中の事故由来放射性物質の管理 | ■ | □ | 処分に伴う排水の発生ないため該当なし。 |
| 七　事業場の敷地境界における放射線量の測定・記録（1 回／7 日以上） | ■ | □ | |
| 八　次の事項の記録の作成（施設廃止まで保存）<br>イ　処分した特定廃棄物の種類及び数量<br>ロ　処分した特定廃棄物ごとの処分年月日、受入先・持出先の場所の名称・所在地<br>ハ　特定廃棄物を引き渡した担当者・引渡しを受けた担当者の氏名・運搬車ナンバー<br>ニ　施設に係る測定、点検、検査その他の措置 | ■ | □ | |

調査票(容器残さ分別処理施設)

放射性物質汚染対処特措法に基づく除去土壌の処分基準（第 58 条の２）

| 調査事項 | 要求事項 | | 特記事項 |
|---|---|---|---|
| | 無 | 有 | |
| 一（特定廃棄物処分基準の準用） | | | |
| 飛散・流出防止措置<br>イ　飛散・流出の防止<br>ロ　悪臭・騒音・振動の防止 | ■ | □ | |
| 二　生活環境保全上の必要な措置 | ■ | □ | |
| 七　敷地境界における放射線量の測定・記録 | ■ | □ | |
| 二　排ガス中の事故由来放射性物質の管理<br>イ　周辺大気の濃度基準への適合<br>ロ　排ガスの測定・記録（1 回／月以上） | ■ | □ | |
| 三　放流水中の事故由来放射性物質の管理<br>イ　周辺の公共用水域の濃度基準への適合<br>ロ　放流水の測定・記録（1 回／月以上） | ■ | □ | 排水の発生がないため該当なし |
| 四　次の事項の記録の作成（施設廃止まで保存）<br>イ　処分した除去土壌の放射能濃度及び量<br>ロ　処分した除去土壌ごとの処分を行った年月日、受入先・持出先の場所の名称・所在地<br>ハ　除去土壌を引き渡した担当者・引渡しを受けた担当者の氏名・運搬車ナンバー<br>ニ　施設に係る測定、点検、検査その他の措置 | ■ | □ | |

３　施設の状況

| | |
|---|---|
|  |  |
| 乾燥ヤード<br>異常なし | 二次分別機<br>異常なし |